

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令案について（概要）

令和 7 年 11 月 20 日  
感染症対策部感染症対策課

### 1. 改正の趣旨

- 都道府県が結核定期健康診断の結果等に関する統計的情報を把握し、各種措置、結核予防に資する対策・事業に活用するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 53 条の 7 第 1 項において、健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を都道府県知事に通報又は報告することとされている。
- また、都道府県知事への通報又は報告については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項において、1 月ごとに取りまとめて行うこととされている。
- 今般、令和 5 年地方分権改革に関する提案募集において、規則第 27 条の 5 第 1 項に定める法第 53 条の 7 第 1 項の規定による通報又は報告の頻度を月 1 回から年 1 回にする等の提案があった。
- これを踏まえ検討を行った結果、結核定期健康診断に係る統計的情報は引き続き重要である一方、結核のり患率の低下に伴い、報告頻度の見直しが妥当な段階にあることから、法第 53 条の 7 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通報又は報告の頻度を月 1 回から年 1 回とする改正を行う。
- 上記の改正に伴い、規則第 27 条の 5 第 3 項に定める法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断についての通報又は報告の頻度も、同様とする。

### 2. 改正の概要

- 規則第 27 条の 5 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項について、「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに」通報又は報告するものとされているところ、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに」通報又は報告するものとする。
- その他所要の経過措置を設ける。

### 3. 根拠条項

- 法第 53 条の 7 第 1 項

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 1 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日